

下諏訪町分別収集計画（第 1 1 期）
（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

令和 7 年 8 月

長野県下諏訪町

下諏訪町分別収集計画（第 1 1 期）目次

1	計画策定の意義	・ ・ ・ 1
2	基本的方向	・ ・ ・ 1
3	計画期間	・ ・ ・ 1
4	対象品目	・ ・ ・ 1～2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の 見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	・ ・ ・ 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第 8 条第 2 項第 2 号）	・ ・ ・ 2～3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包 装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	・ ・ ・ 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量、容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第 8 条第 2 項 第 4 号）	・ ・ ・ 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量、容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	・ ・ ・ 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	・ ・ ・ 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	・ ・ ・ 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	・ ・ ・ 7

下諏訪町分別収集計画（第 1 1 期）

1 計画策定の意義

私たちの快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町は、ごみ処理共同化の取組のもと、岡谷市、諏訪市とともに燃やすごみを処理する施設である「諏訪湖周クリーンセンター」の運営を共同で行っており、広域的で効率的なごみ処理を推進しているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにすることで、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり次の基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の分別収集、発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 住民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- ③ ごみ分別方法、正しいごみの出し方などの指導・周知や生ごみリサイクル事業などの取り組みを通じた分別収集への意識高揚

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	1,002.0 t	992.5 t	979.1 t	965.7 t	952.3 t
製品プラスチック	40.3 t	39.9 t	39.3 t	38.8 t	38.3 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制促進を図るため、以下の方策を実施する。

実施に当たっては、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）分別収集の徹底

① 啓発活動の充実

町の広報誌によるごみ処理状況の報告及び町ホームページやごみ分別アプリを活用し、正しいごみの出し方（分別方法）の情報を提供するとともに、町内全戸に「資源とごみの分け方・出し方」及び「リサイクルカレンダー」を配布し、分別収集の周知徹底を図る。

② 各地区衛生自治会の協力による分別指導

地区ごみ収集場所へ出される家庭ごみについて、基本的ルールの確認、維持管理の指導など、資源物の適切な分別収集に協力をいただく。

③ 一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業者への搬入物検査の実施

諏訪湖周クリーンセンターに搬入される事業系のごみについて、搬入物の内容点検を実施し、分別収集が適正に行われているか否かを確認し、搬入業者及びごみ排出者に対して適切な指導を行う。

④ 無人資源物収集拠点の監視強化

「駅東リサイクルステーション」をはじめとした無人資源物収集拠点において、町外居住者又は事業者からの持ち込みや分別の不徹底、収集品目以外の投棄などが散見されるため、より一層の指導監視を強化し、適切な分別と廃棄物の減量化の周知に努める。

（2）環境教育や環境啓発活動の推進

学校や町内各種団体による、ごみ処理施設の見学会、出前講座等の環境教育を通じて、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に取り組む。

(3) 過剰・過大包装の抑制及び販売包装の減量

消費者自らが過剰・過大な容器包装を回避できるように、発生抑制に資する情報を発信するなどの普及啓発を行い、不要な容器包装及び販売包装の減量を図る。

(4) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	無色ビン
	茶色のガラス製容器	茶色ビン
	その他のガラス製容器	その他の色ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		上記以外の紙製容器包装（折り箱・化粧箱・包装紙等）は、その他の紙（雑古紙）に含めて収集
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		上記ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記））
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び
製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）**

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	13.0 t		12.9 t		12.7 t		12.6 t		12.4 t	
主としてアルミ製の容器	21.7 t		21.5 t		21.2 t		20.9 t		20.6 t	
無色のガラス製容器	(合計) 57.0 t		(合計) 56.5 t		(合計) 55.7 t		(合計) 55.0 t		(合計) 54.2 t	
	(引渡量)	(独自処理量) 57.0 t	(引渡量)	(独自処理量) 56.5 t	(引渡量)	(独自処理量) 55.7 t	(引渡量)	(独自処理量) 55.0 t	(引渡量)	(独自処理量) 54.2 t
茶色のガラス製容器	(合計) 40.6 t		(合計) 40.2 t		(合計) 39.7 t		(合計) 39.1 t		(合計) 38.6 t	
	(引渡量)	(独自処理量) 40.6 t	(引渡量)	(独自処理量) 40.2 t	(引渡量)	(独自処理量) 39.7 t	(引渡量)	(独自処理量) 39.1 t	(引渡量)	(独自処理量) 38.6 t
その他のガラス製容器	(合計) 31.6 t		(合計) 31.3 t		(合計) 30.9 t		(合計) 30.5 t		(合計) 30.0 t	
	(引渡量)	(独自処理量) 31.6 t	(引渡量)	(独自処理量) 31.3 t	(引渡量)	(独自処理量) 30.9 t	(引渡量)	(独自処理量) 30.5 t	(引渡量)	(独自処理量) 30.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.3 t		0.3 t		0.3 t		0.3 t		0.3 t	
主として段ボール製の容器	14.1 t		13.9 t		13.7 t		13.5 t		13.4 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 42.0 t		(合計) 41.6 t		(合計) 41.1 t		(合計) 40.5 t		(合計) 40.0 t	
	(引渡量)	(独自処理量) 42.0 t	(引渡量)	(独自処理量) 41.6 t	(引渡量)	(独自処理量) 41.1 t	(引渡量)	(独自処理量) 40.5 t	(引渡量)	(独自処理量) 40.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 116.0 t		(合計) 114.9 t		(合計) 113.4 t		(合計) 111.8 t		(合計) 110.3 t	
	(引渡量)	(独自処理量) 116.0 t	(引渡量)	(独自処理量) 114.9 t	(引渡量)	(独自処理量) 113.4 t	(引渡量)	(独自処理量) 111.8 t	(引渡量)	(独自処理量) 110.3 t
	(うち白色トレイ)									
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 36.3 t		(合計) 36.0 t		(合計) 35.5 t		(合計) 35.0 t		(合計) 34.5 t	
	(引渡量) 15.8 t	(独自処理量) 20.5 t	(引渡量) 15.7 t	(独自処理量) 20.3 t	(引渡量) 15.5 t	(独自処理量) 20.0 t	(引渡量) 15.3 t	(独自処理量) 19.7 t	(引渡量) 15.0 t	(独自処理量) 19.5 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度(令和6年度)の分別基準適合物等の収集実績の排出量を基準に、人口変動率を加味して算出した。

直近年度(令和6年度)の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

なお人口変動率については、湖周ごみ処理基本計画予測値を使用し、設定した。(※令和8年度の人口については、計画策定における直近の実績値である令和7年6月1日の住民基本台帳より設定)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
18,257人 (対前年度比) 99.90%	18,083人 (対前年度比) 99.05%	17,839人 (対前年度比) 98.65%	17,595人 (対前年度比) 98.63%	17,351人 (対前年度比) 98.61%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

正しいごみの出し方の指導や収集場所の管理等については、衛生自治会等の連携・協力を引き続き依頼する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階		選別・保管 等段階	
缶	スチール製の容器	スチール缶	町による 定期収集 及び拠点回収		町	
	アルミ製の容器	アルミ缶				
ガラス	無色のガラス製容器	無色ビン	町による 定期収集 及び拠点回収		町	
	茶色のガラス製容器	茶色ビン				
	その他のガラス製容器	その他の色ビン				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による 定期収集	拠点回収	町	民間 業者
	段ボール製の容器	段ボール				
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装				
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート 製の容器（飲料、しょうゆ等）	ペットボトル	町による 定期収集及び拠点 回収		町	
	プラスチック製の容器包 装で上記以外のもの （白色トレイ含む）	プラスチック製 容器包装	町による定期収集		民間業者	
	プラスチック資源循環法に基づ き分別収集するもの	製品プラスチッ ク	町による定期収集 及びイベント回収		民間業者	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

- ①缶類・・・・・・・・・・町清掃センターにおいて、選別・保管
- ②ガラスビン類・・・・・・・・町清掃センターにおいて、選別・保管
- ③段ボール等の紙類・・・・・・・・町による収集後、民間業者へ売却
- ④ペットボトル・・・・・・・・町清掃センターにおいて、一時保管後、
民間施設において圧縮・梱包・保管
- ⑤プラスチック製容器包装・・・・町による収集後、民間施設において
選別・圧縮・梱包・保管
- ⑥製品プラスチック・・・・・・・・町による収集後、民間施設において
（プラスチック資源循環法） 選別・圧縮・梱包・保管

湖周2市1町（下諏訪町・岡谷市・諏訪市）による、共同の焼却施設である諏訪湖周クリーンセンターの稼働に伴い、2市1町が循環型社会の構築に向け、引き続き、広域的・効率的にごみ処理を促進する必要がある。

広域リサイクル施設の整備については、建設事業費や施設の維持管理のコスト面の部分、現状の民間事業者の安定的な処理が継続できていることから再検証を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	スチール缶	町指定 ごみ袋	2 t キャブオーバー 型トラック車	町清掃 センター (選別施設)
アルミ製の容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色ビン	町指定 ごみ袋	4 t パッカー車	
茶色のガラス製容器	茶色ビン			
その他のガラス製容器	その他の色ビン			
飲料用紙製容器	紙パック	袋・縛る	4 t パッカー車	民間業者
段ボール製の容器	段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	袋・縛る		
ポリエチレンテレフタ レート製の容器（飲料、 しょうゆ等）	ペットボトル	町指定 ごみ袋	4 t パッカー車	民間業者 (選別・ 圧縮・梱包・ 保管)
プラスチック製の容器 包装で上記以外のもの （白色トレイ含む）	プラスチック製 容器包装	町指定 ごみ袋	4 t パッカー車	民間業者 (選別・ 圧縮・梱包・ 保管)
プラスチック資源循環 法に基づき分別収集す るもの	製品プラスチッ ク	町指定 ごみ袋	4 t パッカー車	民間業者 (選別・ 圧縮・梱包・ 保管)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ①住民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、衛生自治会等との連携・協力を深め、地区収集場所の管理や分別収集の促進・徹底を図る。
- ②町内店舗による資源物収集状況を把握し、地域における分別収集の状況を的確に捉え、循環型社会の形成に努める。
- ③容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を分析、検討し必要な措置を講じる。
- ④分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。